

第 520 回岡山地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）午後 3 時 00 分～

2 場 所 岡山市北区桑田町 1－36
岡山地方合同庁舎 3 階会議室

3 出席者 公益代表委員 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
西 田 和 弘
長谷川 珠 子

労働者代表委員 児 玉 智 勝
櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉
吉 井 哲 也

使用者代表委員 石 黒 和 之
佐 野 嘉 郎
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗

事務局 岡山労働局長 森 實 久美子
労働基準部長 佐 藤 明 士
賃 金 室 長 宮 本 洋 子
賃 金 指 導 官 森 井 顕 二
労災補償監察官 木 村 弘 之
監 察 監 督 官 金 武 邦 洋

4 議 事

森井指導官 ただ今から第 520 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の審議会は公開にて行います。

冒頭、お断りを 1 点申し上げます。5 月 1 日から 10 月末までは、クールビズを励行しております。事務局等の服装に御理解をいただきますようお願いいたします。それでは着座にて進めさせていただきます。

本日お集まりの第 58 期委員の方におかれましては、昨年度から 2 年の任期でございます。本年度も引き続きよろしくお願いいたします。

事務局の職員につきましては、4 名が新任となっておりますので、ご紹介いたします。

労働基準部長の佐藤でございます。

佐藤部長 労働基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

森井指導官 賃金室長の宮本でございます。

宮本室長 賃金室長の宮本です。よろしくお願いします。

森井指導官 監察監督官の金武でございます。

金武監察官 金武でございます。よろしくお願いします。

森井指導官 私、賃金指導官の森井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告申し上げます。

本日は、委員 15 名全員が出席されておられますので最低賃金審議会令の定足数である 3 分の 2 以上又は公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席の条件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、本日、御審議いただく事項について説明いたします。

- 1 岡山県最低賃金の改正決定について
- 2 特定最低賃金の改正決定の申出について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 今後の審議日程について
- 5 その他

でございます。

議題に入る前に、岡山労働局長の森實より御挨拶申し上げます。

す。

森實局長

岡山労働局長の森實でございます。

本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。

さる6月26日に、厚生労働大臣より中央最低賃金審議会に対して、本年度の地域別最低賃金改定の目安について諮問が行われたところでございます。これを受けまして、本日の審議会において改正決定の諮問を行うこととさせていただいております。

6月30日に公表されました日本成長戦略(案)及び骨太の方針2026(原案)におきまして、その中には賃上げについては、2029年度までの間で、日本経済全体で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム、社会通念として定着させるとされております。

また、最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の持続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成するとされております。

併せて毎年の引上げ額につきましては、政府の取組も踏まえつつ法定3要素、すなわち労働者の生計費、労働者の賃金、企業の賃金支払能力のデータに基づき、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただく、まだ案の段階ですが、このように記述されているところです。

委員の皆様方には、今後の審議においてご苦勞をおかけする場面も多々あるかと思いますが、県内の実情を踏まえた丁寧なご議論をお願い申し上げますとともに、円滑な審議・運営にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

森井指導官

これより議事に移ります。本審議会は、最低賃金法等関連法令及び岡山地方最低賃金審議会運営規程に基づき運営いたします。それでは会長よりお願いいたします。

西田会長

今年度も引き続き議事進行を務めさせていただきます。皆様の御協力よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

議事に入ります前に、6月16日に実施しました実地視察について、お忙しい中、事業場推薦に御尽力いただいた労働者側委員の方、また。調整いただいた事務局にお礼を申し上げます。大変有意義な視察となり、これから始まります最低賃金審議の参考となりました。ありがとうございました。

続いて、本年度の議事録の署名人を決めておきたいのですが、審議会運営規程第7条では「議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。」となっております。

労側と使側から各1名お願いしたいので、労側は櫻井委員、使側は西谷委員に署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

それでは、両委員には、よろしくお願いします。

それでは、議題(1)の「岡山県最低賃金の改正決定(諮問)」についてです。事務局から説明をお願いします。

宮本室長

岡山県最低賃金の改正決定につきましては労働局長の諮問ですので、諮問文を森實局長から会長へお渡しした後、私から諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長に諮問文手交)

(事務局より、諮問文の写しを各委員に配布)

宮本室長

諮問文を代読させていただきます。

(諮問文読み上げ)

宮本室長

この諮問につきまして、森實局長から説明申し上げます。

森實局長

ただ今、岡山県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきました。

今年度の最低賃金審議につきましても、これまでにない大幅な引上げとなった昨年度に続き、大きな注目を浴びている状況です。

県内の雇用情勢をみますと、本年5月の有効求人倍率は、岡山では1.28倍で、前月に比べ0.01ポイント低下したものの、依然として全国平均を上回る水準で推移しております。原材料価格等の高騰により経営を圧迫されて求人を控えているとの声も一部でございますが、岡山労働局としましては、若年者を中心に企業

の人手不足感は強いと見ております。

7月1日に日銀岡山支店から発表されました「岡山県金融経済月報」の概況では、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復が続けている。」とされているものの、「先行きについては、中東情勢の展開等が当地の金融経済情勢に及ぼす影響を注視していく必要がある。」とされております。

さらに、6月26日に岡山県が公表しております令和8年5月分消費者物価指数につきましては、前月比で0.2%上昇、前年同月比では1.5%上昇しているとの結果が出ており、相次ぐ値上げ等により企業活動や日常生活に大きな影響が出ている状況でございます。

ここ数年の物価高騰に加えて、中東情勢が今後の企業活動や労働者の生活にどの程度の影響を及ぼすのか不透明な部分もございますが、委員の皆様におかれましては、県内の企業活動、物価の動向、労働者の実情等を十分踏まえた御審議をお願いいたします。

西田会長

ただ今、局長から今年度の改正決定の諮問がありましたが、皆様から何か御意見などございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

よろしいですか。

それでは、本審議会におきまして、法定3要素に基づき県内の企業活動と労働者の実態を十分踏まえ、改正決定に向けて丁寧に調査審議を進めていくことといたします。

次に、岡山県最低賃金の専門部会設置に関する事務手続きについて、事務局から説明してください。

宮本室長

規定によりまして、本日付けで専門部会の設置のための労使代表委員の推薦及び改正にかかる意見聴取について公示することとします。

本年度も、審議時間確保のために速やかに任命を行いたいと思います。委員の推薦期限につきましては、手続きの関係から7月22日(水)とさせていただきます。意見書の提出期限につきましては、3週間後の7月24日(金)といたします。

よろしく願いいたします。

西田会長

ただ今の説明について、労使の皆さんから御意見等ございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

次に、議題（２）「特定最低賃金の改正決定の申出」について、事務局から説明してください。

宮本室長

特定最低賃金の改正決定の申出につきましては、令和７年度に岡山県内に設定されております７業種全てについて６月末日までに申出書が提出されています。

提出された申出状況を資料に取りまとめているので説明いたします。

資料№.１を御覧ください。「令和８年度 特定最低賃金改正に関する申出一覧表」でございます。

平成２５年度の第４４８回審議会において、特定最低賃金名を略称で取り扱う旨確認されておりますので、略称にて申し上げます。

岡山県耐火物製造業最低賃金

岡山県鉄鋼業最低賃金

岡山県一般機械器具製造業最低賃金

岡山県電気機械器具製造業最低賃金

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

岡山県各種商品小売業最低賃金

この７業種の最低賃金改正の申出がそれぞれなされております。以上です。

西田会長

労働者側の委員の方、ただ今の報告に間違いございませんか。

櫻井委員

はい。

西田会長

それでは現行７業種の特定最低賃金について、改正の申出があったことを当審議会として確認いたします。

続きまして、議題（３）「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無（諮問）」について、事務局から説明をお願いします。

宮本室長

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、局長は、「申出を受理し、その申出が必要な要件を満たしている場合、原則として、当該決定等の必要性の有無について最低賃金法第１５条第２項の規定により審議会に意見を求める」とされています。

申出のあった７業種は、３業種が「労働協約ケース」、４業種が「公正競争ケース」となっております。それぞれの申出要件であ

ります「労働協約ケース」では、「当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されているもの」、「公正競争ケース」は、「同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の合意により行われた申出」と認められ、いずれも改正の申出要件を満たしていることから、「改正決定の必要性の有無」について、本審議会に諮問をさせていただくことといたしました。

労働局長による諮問ですので、諮問文を森實局長より会長へお渡しした後、私の方で諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長へ諮問文手交)

(事務局より、諮問文の写しを各委員に配布)

宮本室長

それでは諮問文を代読いたします。

(諮問文読上げ)

宮本室長

特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ発揮により設定されるものですので、県内の各産業の実態を踏まえ、全会一致を目指したご審議をお願いいたします。

西田会長

ただ今、労働局長から、7業種の特定最低賃金について、「改正決定の必要性の有無」の諮問がありました。

この必要性の有無については、令和3年度以降、7業種の専門部会において、労使のイニシアティブのもと丁寧に審議してまいりました。今年度の審議方法については、次回審議会において、中賃の目安額が示された段階で検討したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

西田会長

それでは、次回審議会ですろしくお願いします。

議題(4)「今後の審議日程について」、事務局より説明してください。

宮本室長

審議日程についてご説明いたします。

目安額については、中央最低賃金審議会の目安小委員会において取りまとめられ答申が行われるものですが、現在のところ、答申の時期は未定となっています。答申を受けて次回の審議会を開催する予定ですが、時期が未定のため日程につきましては改めてご連絡させていただきます。ご協力をお願いします。

西田会長

議題（５）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

宮本室長

前回、３月３日に開催しました第５１９回審議会において、中央で２月２７日に開催されました目安制度の在り方に関する全員協議会での議論の動向について情報提供をさせていただいておりましたが、その後、４月１０日に２回目、６月２３日に３回目が開かれ、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」がとりまとめられております。これが同日開催されました中央最低賃金審議会に報告され、全会一致で了承されております。

この全員協議会の検討経過等につきまして、佐藤労働基準部長よりご説明させていただきます。

佐藤部長

労働基準部長の佐藤でございます。

資料№２をご覧くださいと思います。「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」でございます。

この資料の検討経過につきましては、賃金室長の宮本から申し上げたとおり、２月以降検討されてきて、６月２３日にこうした形で公表されております。内容について紹介させていただきます。

まず１ページをご覧ください。１は、昨年度地賃の審議結果とそれを踏まえた課題となっております。御承知のとおり、昨年度は目安制度開始以降、最も高い引上げ額の目安が提示されました。岡山を含むＢランクにつきましては６３円という引上げ額が目安として提示されたということでございます。

これを受けた各地賃での審議の結果、３９道府県で目安を上回る答申となったところでございます。特にそのなかでもＣランク県やＢランクの下位の県を中心に１１県が１０円以上の上積みとなったところです。

発効日につきましても、ご承知のとおり地域ごとに大きなばらつきが生じまして、過半数を上回る２７道府県で１１月以降、その中でも特に６県では１月以降の発効になったところです。

これにつきましては、引上げ額の近隣県との競争や最下位回避を意識し過ぎるあまりに地域の実態と乖離した引上げ額となっているのではないかと、発効日に関しても、年度により発効日が大きく変動すると労使双方の予見可能性、いわば見通しがつきづらいという課題があるのではないかと、この報告書に書かれています。

こうした問題意識を受けて、中賃の全員協議会で議論が行われたということで、課題の論点を整理するとともに、対応方針を示すものとして、6月23日にこの報告書が示されたということでございます。

次に2のところ、引上げ額についての考え方、1ページから3ページにかけて、簡単にご紹介しますと、近隣県・同ランク県の審議結果を待つために審議日程を敢えて遅らせるなどのことがあったのではないかとということが指摘されています。また、2ページの(2)の対応方針では、これまで通りあくまで地域ごとの法定3要素のデータ、最賃法9条2項に基づいて審議をするということを徹底すべきとの結論に至ったということでございます。併せてこのデータに基づく審議を充実させるためにも、厚生労働省本省においても、これまで各都道府県別のデータが一部ないのではないかとのご指摘もあったところでございます。そうしたご指摘も受けまして、より各都道府県で利用可能な資料・データの丁寧な情報提供に努めることとされたところでございます。

以上が2番、引上げについての考え方の整理です。

次に3番、発効日についての考え方で、こちらは大きく分量を割いておりまして、3ページから8ページまで発効日についての考え方、課題、影響が記載されております。

発効日の問題は、そもそも中賃の公益見解において、「発効日についても各地賃で十分に議論を行う」と示されたこともひとつの契機となって生じたとも言えるのではないかと思います。先ほど申しましたように、過半数の27府県が11月以降の発効となり、最も早い栃木の10月1日と最も遅い秋田の3月31日で約半年もの差があったということでございます。

特に越年、1月以降の発効となった6県について、発効日を後ろ倒しにした背景とその影響を取りまとめたものが4ページ(2)のところから書かれています。(2)の具体的な内容はこの資料の後半、パワーポイントの参考資料1～6により詳細に各県の状況が記載されております。

参考資料1は、発効日を1月1日以降に指定した根拠ということでまとめてあります。総じて、これまでにない大幅な引上げに対して十分な準備期間が必要であること、「年収の壁」による働き控えの影響を考慮したというもの、こうしたことを根拠としたということが、各県とも記載されているところです。

それから参考資料3をご覧ください。中小企業に与えた影響についてです。8割の企業が「特に影響はない」としているものの、影響があったと回答した約1割の回答の中では「賃金引上げに向けた準備期間が確保できた」という声が最も多くなっています。

一方で労働者に与えた影響については、参考資料5、6をご覧ください。労働者に与えた影響につきましては、実際の賃金引上げの時期も発効日の遅れに伴って「遅れた」という回答が35.6%、さらに「影響があった」という回答が34.3%あり、影響の具体的内容は、「モチベーションの低下」や「家計への悪影響」といったものでございます。詳細は内容をご確認いただければと思います。

本文に戻って8ページですが、発効日のばらつきの問題を踏まえた対応方針が（4）にございます。この中では、発効日を大幅な引上げ額確保の過度の交渉材料とすべきでないこと、それから指定日発効とする場合には、労働者の生活や企業経営に与える影響、特に災害などの地域の特殊な事情について十分に議論したうえで、公益見解等でその判断理由を明らかにしたうえで決定することとされております。さらに、翌年度の審議ではその影響を把握した上で審議を行うべきであることとされております。

この問題では、総じて、「〇〇円なら11月、〇〇円なら12月」といった交渉・調整の材料とするのではなく、あくまでも引上げについて、法定3要素に基づいて審議する、そうして審議して引上げ額を決定した上で、その引上げが地域の労使に与える影響を踏まえて、発効日を決めるべきという内容となっております。

その他4につきましては、（1）がランク区分の見直し、（2）がEU指令についての考え方でございます。ランク区分の見直しにつきましては、Bランクの中で、上位・下位の額の差が非常に大きいということに言及しております。そうした中で、現在のランク区分のあり方そのものについて、検証する必要があるとされております。

それから（2）のEU指令についての考え方ですが、これは昨 year 高知局ではじめて取り上げられたもので、賃金の中央値や平均値の水準を元にする考え方と併せて、今後の全員協議会で議論を行っていくというものになっております。

以上がこの報告書、資料2の内容です。

西田会長

ありがとうございます。
委員の方からご質問等ございますでしょうか。

（特になし）

西田会長

特にないようですので、事務局から他に何かございますか。

宮本室長

1点、ご報告がございます。
6月10日、全国労働組合総連合中国ブロック協議会及び岡山

県労働組合会議の連名により要請がありました。「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」の提出がございましたのでご報告いたします。

西田会長

それでは審議の参考にさせていただきます。
委員の皆様から他に何かございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

なければ、これで第 520 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。
皆様お疲れ様でございました。